

簡易水道料金の改定について

1 概要

簡易水道の料金は、市町村合併により地域間で大きな差が生じていましたが、合併調整方針などに基づき段階的に調整し、平成 28 年度に市管理簡易水道の料金の統一を行うこととしています。これまで、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階と 3 年毎に調整し、今回は最終段階の料金改定となります。

10 月 26 日の簡易水道事業審議会答申に基づき、平成 27 年 12 月市議会に關係条例の改正（案）を提出し、平成 28 年 4 月 1 日より新料金に改定を行う予定としています。

2 内容

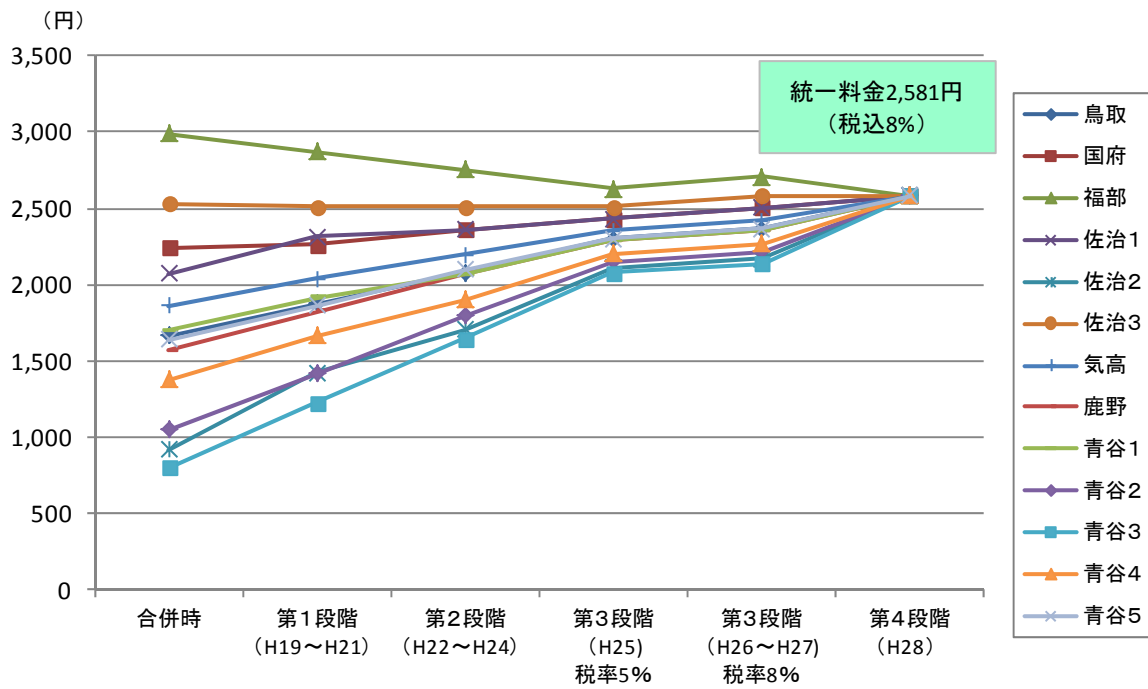
(1) 改定後の簡易水道料金

水道メーターの口径が13mmで1か月に20m³使用した場合の新しい簡易水道料金は、次のとおりです。 ※詳細は「別表」のとおり

番号	給水区域	グラフ 凡例	改定前	改定後	増減
			第 3 段階 (H26～H27) 税込8%	第 4 段階 (H28) 税込8%	
1	鳥取地域市管理簡易水道（下段、有富簡易水道除く） 飲料水供給施設（妙徳寺ほか）	鳥取	2,365円	2,581円	216円
2	国府地域すべての市管理簡易水道 神護飲料水供給施設（国府地域）	国府	2,505円		76円
3	福部地域すべての簡易水道	福部	2,705円		▲124円
4	口佐治簡易水道（佐治地域）	佐治1	2,505円		76円
5	中佐治簡易水道（佐治地域） 尾際簡易水道（佐治地域）	佐治2	2,170円		411円
6	西加茂簡易水道（佐治地域） 万蔵飲料水供給施設（佐治地域）	佐治3	2,581円		0
7	気高地域すべての簡易水道	気高	2,419円		162円
8	鹿野地域すべての簡易水道 鬼入道飲料水供給施設（鹿野地域）	鹿野	2,354円		227円
9	長和瀬簡易水道（青谷地域） 上露谷飲料水供給施設（青谷地域） 屋住簡易水道（用瀬地域）	青谷1	2,354円		227円
10	蔵内簡易水道（青谷地域） 有富簡易水道（鳥取地域） 津野簡易水道（佐治地域）	青谷2	2,214円		367円
11	八葉寺簡易水道（青谷地域） 下段簡易水道（鳥取地域） 荒舟簡易水道（国府地域） 江波簡易水道（用瀬地域）	青谷3	2,138円		443円
12	早牛簡易水道（青谷地域） 社中央簡易水道（用瀬地域）	青谷4	2,268円		313円
13	勝部簡易水道（青谷地域）	青谷5	2,370円		211円

[参考]

水道メーター口径13mmで1か月20m³使用した場合の市管理簡易水道料金の推移



(2) 料金の改定時期

平成28年7月の請求分から新料金になります。